

平成 22 年 7 月 2 日

各 位

株式会社三井住友銀行
SMB C 電子債権記録株式会社

SMB C 電子債権記録株式会社による電子債権記録業の指定取得及び開業について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之、以下「三井住友銀行」）の全額出資の子会社である SMB C 電子債権記録株式会社（代表取締役：中川 拓、以下「SMB C 電子債権記録」）は、平成 22 年 6 月 30 日付けで電子債権記録業（電子記録債権法第 51 条第 1 項）の指定を関係当局より取得し、平成 22 年 7 月 6 日より開業いたします。

電子記録債権においては、電子債権記録業の指定を受けた電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とすることで取引の安全を確保し、事業者の資金調達等の円滑化等に寄与することが期待されており、三井住友銀行及び SMB C 電子債権記録では、電子記録債権の機能を最大限活用して、一段とレベルアップした決済及び資金調達に係る商品・サービスを提供し、お客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

（提供サービス）

1. 電子記録債権一括ファクタリングサービス

主に中小企業のお客さま（仕入先：債権者）が主に大企業のお客さま（支払企業：債務者）に対して保有する売掛債権等の金銭債権を電子記録債権化した上で、一括して S P C 等にて買い取るファクタリングサービス

2. 電子記録債権個別譲渡サービス

資金調達等を目的として、お客さま（債務者・債権者）が相対で発生させた電子記録債権を、個別に S P C 等にて買い取る債権流動化サービス

（SMB C 電子債権記録の概要）

商号	SMB C 電子債権記録株式会社
所在地	東京都港区三田3-5-27
資本金	資本金 5億円
株主構成	株式会社三井住友銀行 100%
設立日	平成21年4月16日
代表者	中川 拓
業務内容	電子記録債権法に基づく電子債権記録業及び附帯する業務
ホームページ	http://www.smbc-emcr.co.jp

以 上

(ご参考)

電子記録債権一括ファクタリングサービスの概要

